

みどり市脱炭素アドバイザー派遣業務委託
仕様書

みどり市市民部 SDGs 推進課

令和8年6月

1 本書の位置づけ

脱炭素アドバイザー派遣業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）では、脱炭素アドバイザー派遣業務委託（以下「本業務委託」という。）において、みどり市（以下「本市」という。）が選定する委託業者（以下「委託業者」という。）の事業遂行に係る具体的な指針及び本市が委託業者に要求する業務水準を示すものである。

2 業務名

みどり市脱炭素アドバイザー派遣業務委託

3 業務の目的

本市では、脱炭素社会実現に向け、令和3年12月に「みどり5つのゼロ宣言」を宣言し、宣言1 自然災害による死者「ゼロ」、宣言2 温室効果ガス排出量「ゼロ」、宣言3 災害時の停電「ゼロ」、宣言4 プラスチックごみ「ゼロ」、宣言5 食品ロス「ゼロ」の5つのゼロ達成に向け、ハードとソフト両面から取組を強化し、未来の子どもたちが笑顔で暮らせるよう、市民・事業者・市の協働により、災害に強く持続可能なまちづくりを進めている。また、本宣言に併せて温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指すゼロカーボンシティも表明している。

このような中、令和6年度には地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、策定した計画に基づき、取組を加速させている。

こうした状況を踏まえ、市内中小企業事業者（以下「事業者」という。）を対象に、専門的な知識や豊富な経験を有するアドバイザーを派遣し、脱炭素化社会の実現に向けて、エネルギー使用量の可視化や省エネ等の課題解決に取り組むことで、各企業のCO2排出量の削減及びコスト低減を図ることを目的に本業務を委託するものである。

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月19日（金）まで

5 履行場所

市内全域

6 発注の形態

7の業務の内容について、アドバイザー派遣先の事業者毎の単価契約とする。なお、アドバイザー派遣先は5社を見込んでいるが、増減があっても単価の変更は行わない。

7 業務の内容

(1) 対象事業者の募集

募集用チラシの作成や、個別面談などのアプローチにより、対象となる事業者を募集し、事業者 5 社を選定する。なお、5 社を超える場合は発注者と受注者の協議により、業種、事業規模等を考慮し、選定するものとする。

(2) アドバイザー派遣

(1) で選定した事業者に対して、脱炭素に係る専門家（以下「アドバイザー」という。）を派遣し、以下の業務を 6 か月間行うこと。なお、1 事業者への現地訪問又は WEB 面談は月 1 回以上、計 6 回以上行うこととし、うち 3 回以上は現地訪問による支援を行うこと。

なお、派遣するアドバイザーは、次の①～⑨で掲げる業務の実施にあたり、必要となるスキル、資格、経験を有しているものであること。

①意識醸成

経営層や関係する部署に対し、脱炭素経営に関する講義を実施し、意識醸成を図る。

②エネルギー使用状況の把握

事業者へのヒアリングや現地調査などにより、事業者の事業活動に伴う電気、ガス等のエネルギーの使用状況を把握し、それぞれのエネルギー種別ごとの温室効果ガス排出量を数値化する。

③温室効果ガス排出量の削減に向けた提案

事業者のエネルギー使用状況を踏まえた業務の改善や設備投資などの温室効果ガス排出削減につながる取組を提案する。

④投資効果の試算

③で提案を行った設備投資により、見込まれる光熱費や温室効果ガスの削減効果とともに、投資回収年数を試算する。

⑤温室効果ガス排出削減計画の策定支援

②～④を踏まえた個別の温室効果ガス排出削減計画の策定に向け支援する。

⑥温室効果ガス排出削減の取組に対する支援

③の提案内容の実施に当たっての課題の整理や事業者からの相談対応、国の補助事業の紹介などを支援する。

⑦報告書作成

脱炭素実現のための課題を整理し、利用できる補助事業やメーカーの紹介等を通してロードマップとしてとりまとめる。

⑧GX人材の育成

アドバイザー派遣先の事業者の従業員をGX人材として育成し、期間終了後も、その事業者がGXについて自走できるよう支援する。

⑨その他

①～⑧に掲げた項目のほか、本事業の効果向上に資する取組として提案する業務がある場合は、本市と協議の上実施すること。

(3) 打ち合わせ・協議

本業務委託に係る打ち合わせ及び協議について、業務着手前のほか、必要に応じて適宜実施するものとする。

(4) 業務完了報告書の提出

業務完了報告書は、下記8の成果品とともに本市へ提出すること。

8 成果品

本業務委託の成果品として、以下の報告書類及び成果データを提出するものとする。

また、下記①～④は、アドバイザー派遣先の事業者毎に、2月末時点の実績を基にし、

(2) の支援内容をまとめた形で作成すること。

①事業実施結果報告書

②打合せ記録 一式

③その他調査関連資料 一式

④上記の電子データ 一式

9 納品場所

本業務委託の成果品の納品先は、みどり市市民部 SDGs 推進課とする。

10 経費負担

本業務委託を実施するに当たって必要となる経費は委託業者が負担する。

1.1 情報セキュリティ及び秘密の保持

委託業者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務委託のプロポーザルにおける企画提案書類に連携先が示されている場合は、業務の一部を第三者に委託又は請け負わせることができる。また、業務の進捗状況により新たに業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる必要が生じた場合は、予め発注者の承認を受けるものとする。なお、第三者に再委託した場合は、再委託先も検査の対象となる場合がある。

1.2 法令等の遵守

本業務委託の契約の締結にあたり、本市契約規則等関係法令を遵守すること。

1.3 委託料の支払い

本業務委託の契約書の定めにより、委託業者が全ての成果品等を納品し、本市の検査に合格した場合に、委託業者は本市に本業務委託の委託料を請求できるものとし、本市は、請求を受けた日から30日以内に委託業者に本業務委託の委託料を支払うものと

する。

1 4 その他

- (1) 本業務委託を適正かつ円滑に実施するため、本市と委託業者とは常に密接な連絡を取り、その内容についてはその都度委託業者が書面（打合せ記録）を作成し、相互に確認する。
なお、打ち合わせ及び協議等の迅速かつ密接な連絡体制確保のため、委託業者はリモートによる会議等の環境整備を整えるものとする。
- (2) 成果品の著作権・利用権は、本市に帰属し、本市の承諾を得ずに許可なく第三者に貸与及び公表してはならない。また、成果品に含まれる委託業者又は第三者が権利を有する著作物等の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (3) 業務完了後、委託業者の責めに帰すべき事由による成果品の不良箇所があった場合は、委託業者は速やかに訂正、補正等の措置を行うものとし、かかる経費は、委託業者の負担とする。
- (4) 委託業者は、やむを得ない事情により、仕様書の変更を必要とする場合には、予め本市と協議の上、承認を得るものとする。
- (5) 仕様書に定めのない事項又は業務遂行上の疑義が生じた場合については、双方協議の上、決定するものとする。

1 5 問い合わせ先

みどり市市民部 SDGs 推進課

所在地〒379-2395 群馬県みどり市笠懸町鹿 2952 番地

電話 0277-76-0985（課直通）

メールアドレス sdgs-suishin@city.midori.gunma.jp